

医保第07-5号  
令和5年5月8日

各高齢者施設 管理者 様  
各障害福祉施設 管理者 様  
各救護施設 管理者 様

三重県医療保健部長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の集団感染発生時の保健所への報告及び相談等について

平素より新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜りお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降、5類感染症に位置付けられますが、位置付け変更後においても重症化リスクの高い人たちが集まる高齢者施設等における感染拡大防止対策は重要であることから、集団感染発生時に係る保健所への報告を下記のとおり求めますので、その実施について遺漏なきようお願いいたします。

なお、本件については令和5年9月30日までの取り扱いとし、10月以降については、今後の発生動向等を踏まえて改めて判断することを申し添えます。

## 記

### 1 報告基準

#### (1) 初回報告

- ア 施設内感染による感染者が1週間で5名以上確認された場合
- イ 施設内感染による又はそれによると疑われる死亡者又は重症者が1週間以内に2名以上確認された場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### (2) 経過報告

毎日（初回報告後、終息するまでの間）

#### (3) 終息報告

最終の感染者が判明してから、1週間新たな感染者が確認されなかった場合（施設において1週間以上の期間を設けている場合は、施設内基準を満たした場合）

### 2 報告対象施設

別紙1のとおり

### 3 報告方法

以下の専用フォームより報告してください（報告項目は別紙2のとおり）。

「三重県新型コロナウイルス感染症集団感染発生報告フォーム」

<https://a22476a8.form.kintoneapp.com/public/b0c41a23e3de268fdd3f4df48d5470fe67e2ab07fa04a38dbb773912dee032cf>

なお、専用フォームでの報告が困難な場合は、保健所へ連絡し、報告書（別紙3）をFAX等で提出してください。

#### 4 報告受理後の対応

##### (1) 初回報告後

原則当日中に電話連絡を行い、発生状況等の聴き取りを行います。ただし、報告時間によっては翌日以降の対応となります。また、必要に応じて行政検査及び現地調査を行います。

##### (2) 経過報告後

感染が継続している場合等は、追加調査（現地調査を含む）を行います。

##### (3) 終息報告後

大規模な集団感染が発生した場合等は、事後調査（現地調査を含む）を行います。

※通所系事業所（四日市市内を含む）については、専用相談窓口が対応します。

#### 5 実施期間

令和5年5月8日から令和5年9月30日まで

※令和5年10月以降については、今後の発生動向等を踏まえて改めて判断します。

#### 6 感染対策に関する相談

緊急に連絡が必要な場合は、上記報告基準に関わらず保健所又は専用相談窓口へ直接連絡してください。

訪問系事業所については、報告対象施設に含まれていませんが、感染対策等に関する報告・相談は、専用相談窓口へご相談ください。

##### 【問い合わせ先】

施設種別	問合先
入所系施設（事業所）	管轄保健所
通所系・訪問系事業所（四日市市内を含む）	専用相談窓口（※）

※開設時間：9時～17時（土日祝日除く）

電話番号：059-224-3005

##### 事務担当

三重県医療保健部

感染症情報・検査プロジェクトチーム

感染症情報班 原・上野・松井・福井

電話：059-224-2747

FAX：059-224-2558

E-mail：kansenjo@pref.mie.lg.jp